平成30年度

第16回和歌山市農業委員会議事録

日 時 平成30年10月10日(水曜日) 13時00分 開会

場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条受理通知書の返納について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
議案第1号	農用地区域除外に係る意見について
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について

出席委員(18名)

2番 山本 宏一

3番 土橋 ひさ

4番 有本 太一

5番 曽根 光彦

6番 坂東 紀好

7番 吉中 雅三

8番 湯川 德弘

9番 藤井 幹雄

10番 岩橋 章

11番 和田 好夫

11雷 和田 好人

12番 藤井 髙

13番 廣井 伸多

14番 辻本 傑

15番 吉川 松男

16番 大河内壽一

17番 山本 茂樹

18番 谷河 績

19番 中村 弘

欠席委員(1名)

1番 宇治田清治

出席職員

農業委員会事務局

局 長 田村 佳紀

課 長 奥谷 知彦

副 課 長 清滝 篤樹

班 長 中川 拓哉

企 画 員 井口小都美

事務副主任 東 健太

事務副主任 稲垣 良典

農林水産課

課 長 太田 克弘

農政企画班長 前島 一仁

農政企画班事務副主任

上野 宏武

13時00分 開会 します。

- ◆田村局長 それでは、定刻が参りました ので、第16回農業委員会総会を開催いた 賃借人名義変更について説明いたします。 します。谷河会長よろしくお願いします。 ◆東 事務副主任 番外、説明します。
- ◆会長(谷河 績) ただいまより、第1

去る9月28日、吉中委員、藤井幹雄委 員、有本委員によりまして現地調査並びに 事情聴取が行われています。後ほど報告方 よろしくお願いします。

なお、宇治田委員から都合により欠席し たい旨、ご連絡がありましたので、ご報告 いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2 項に規定する議事録署名委員は、湯川委員、◆東 事務副主任 番外、説明します。 藤井幹雄委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただ の合意解約通知で5件ありました。 きます。

定による届出について説明いたします。

- 本件は、農地法第3条の3第1項の規定 による届出があったもので、10件ありま した。内容は全て相続による所有権の取得 です。また、本届出に対して受理書を交付 しておりますが、本受理書は権利の移動等 の効力を発生させるものではありません。 以上です。
- ◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名 6回農業委員会総会を開会いたします。 義変更が2件ありました。なお、No2は 出席委員は19名中18名で、定足数に 解約に伴うもので、報告事項 農地法第1 達しておりますので総会は成立しています。 8条第6項の通知についてのNo4と関連 しています。以上です。

> ◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法第18条第6項の規定 による通知について説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借

なお、No1は議案第3号 3条許可申 報告事項 農地法第3条の3第1項の規 請No2と関連、No2は報告事項 農地 法第5条届出のNo9と関連、No3は報 ◆稲垣事務副主任 番外、説明いたします。 告事項 農地法第5条届出のNo15と関 連、No4は報告事項 賃借人名義変更の No2と関連、No5は報告事項 農地法 第5条届出のNo16と関連しております。 以上です。

> ◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 認定電気通信事業者の行う中 それでは、ご了承いただけたことといた 継施設等の設置について説明いたします

◆東 事務副主任 番外、説明します。 報告事項 農地法第18条第6項の規定に

施設の設置に伴う農地転用の届出で1件あ 5と、関連しています。以上です。 りました。なお、賃借権設定です。以上で す。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法第4条第1項の規定に ◆東 事務副主任 番外、説明します。 よる農地転用届出について説明いたします。 ◆東 事務副主任 番外、説明します。

知書を交付しています。なお、No3は、 一時転用です。以上です。

て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法第5条第1項の規定に よる農地転用届出について説明いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域 内の農地転用の届出で18件ありました。 平成30年9月10日付、19日付、28 日付で受理通知書を交付しています。No 2は貸借権設定の一時転用で開発許可済と 開発許可済となっております。なお、No 10は報告事項 農地法第5条受理通知書 の返納についてのNo1と関連しており、 No 9、No 1 5、No 1 6 は、それぞれ ◆会長(谷河 績) この報告事項につい

本件は、認定電気通信事業者の空中線系 よる通知についてのNo2、No3、No

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法第5条受理通知書の返 納について、説明いたします。

本件については、農地法第5条による市 街化区域内の農地転用の届出に係る受理通 本件は、農地法第4条による市街化区域 知書の返納が1件ありました。平成・・ 内の農地転用の届出で6件ありました。平 年・月・・日付で、受理通知書を交付しま 成30年9月10日付、19日付で受理通 したが、施工後の面積が当初の計画を超過 してしまい、再度申請をし直すため、返納 するものです。なお、報告事項 農地法第 ◆会長(谷河 績) この報告事項につい 5条第1項の規定による農地転用届出につ いてのNo10と関連しています。以上で す。

> ◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農用地利用配分計画の認可に ついて、説明いたします。

◆稲垣事務副主任 番外、説明いたします。 本件は、農地中間管理事業の推進に関す る法律第18条第4項の規定に基づき、県 なっております。また、No5、No9は 知事より認可されたもので、2件ございま した。合計面積は田が3,445㎡です。

> なお、9月11日付で県知事による認可 済です。以上です。

て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

議案第1号 農用地区域除外に係る意見に ついて提案いたします。

◆上野農林水産課事務副主任 番外、説明 させていただきます。本件は、農業振興地 域の整備に関する法律第13条第1項の規 定に基づき、同法施行規則第3条の2の第 2項の規定により、農業委員会のご意見を お聴きするものです。お手元の資料、農用 地区域除外参考資料(位置図)をご覧くだ さい。全2件の申出があり、2ページに、 位置図を示しております。全2件、一括し て説明させていただきます。

まず、No1について説明いたします。 参考資料の3ページから7ページをご覧く ださい。 3ページにありますように申出地 は、赤色で着色し示しており、和佐地区、 市立和佐小学校の・・約・・・mに位置し ております。また、青色で着色し示してり ます代替地とは、申出地以外で代替するこ とができないか検討した土地のことを示し ています。他のページにも記載しています 代替地に関しましても同様の意味です。ま た、申出時に受領した代替地検討書を4ペ ージに添付しております。 5ページには、 申出地を二方から撮影した写真を、6ペー ジには、農用地区域の広がりを、7ページ には、関係各課の意見を示し、添付してお ります。参考にご覧ください。開発予定 の・・・・・・・・・の会社概要 としましては、昭和・・年・・月・・日に、 資本金・・円で大阪府寝屋川市にて開業さ

上・・・・円、従業員・・・名、営業 所・・か所とのことです。営業所の・・か 所目として和歌山営業所が、平成・・年・ 月、・・・・・・・に設立されました。 の販売を行っているとのことです。除外申 出の経緯といたしましては、和歌山営業所 は、営業を開始する計画の段階から、事業 を行う土地が足りていないことが明確であ る状態であったものの、まず既存の土地で 営業を開始したそうです。事業が軌道に乗 り始めた現状では、客(主に自動車修理事 業者)の駐車場が不足している状態、かつ、 営業車への部品の積み下ろしを通路内で行 っている状態であるとのことです。特に、 通路部分で行っている作業については、安 全が確保されていないため、早期に解消し たいとのことです。申出地 (・・・・・・)は、北側に県 道・・・・線、西側に和歌山営業所、東 側・南側に農地に隣接した土地となってい ます。申出地を露天駐車場に開発すること で、作業の利便性、安全性が向上し、一体 的な土地の有効活用ができるとの意向で除 外申出に至りました。

続きまして、No2について説明させて いただきます。参考資料の8ページから1 3ページをご覧ください。8ページにあり ますように申出地は、赤色で着色し示して おり、和佐地区、市立和佐小学校の・・ 約・・mに位置しております。また、申出 時に受領した代替地検討書を10ページに 添付しております。11ページには、申出 地を三方から撮影した写真を、12ページ には、農用地区域の広がりを、13ページ れました。平成28年3月実績で売 には、関係各課の意見を示し、添付してお

ります。参考にご覧ください。開発予定 の・・・・・・・の会社概要としま しては、平成・・年・月、資本金・・・・ 円で和歌山市・・にて開業されました。従 業員は、直近5年間で・名から・名と約2 倍になっており、売上は、平成28年度 約・・・・・円から平成29年度 約・・・・・円と増加しており、事業が 好調であるとのことです。事業内容は、事 故車・故障車レッカー、ロードサービス全 般(年中無休、24時間体制)とのことで す。主な取引先は、各損保会社の自動車保 険付帯ロードサービス、和歌山県警察、西 日本高速道路株式会社、各ディーラーとの ことです。申出の経緯といたしまして は、・・・・・・・・は、前述したよ うに事業が好調であるため、レッカーの駐 車場はまとまりなく各所に借りて置いてい る状態であり、かつ、事故車等を保管する 駐車場が不足しているとのことです。申出 地(・・・・・)は、北側・東側に宅地、 南側に市道、西側に農道に隣接した土地と なっています。申出地を露天駐車場に開発 することで、レッカー・事故車等の保管場 所の問題を解決することができ、利便性が 向上し、一体的な土地の有効活用ができる との意向で除外申出に至りました。

以上の全2件について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる1号から5号までの要件のすべてを満たすと判断し除外を行おうとするものです。説明は、以上です。

- ◆会長(谷河 績) No2につきまして、 現地調査並びに事情聴取を行っていますの で吉中委員さん報告願います。
- ◆7番(吉中雅三) 去る9月28日、

有本委員、藤井幹雄委員と私、事務局東氏、 農林水産課上野氏で現地調査及び事情聴取 を実施しました。申請者である・・・・氏 がお見えになりました。この申請 は・・・・・番地、地目・、面 積・・・・・㎡、所有者は和歌山 市・・・・・・に住む・・・・氏が自 分の経営する・・・・・・・に露天 駐車場として貸し付け、賃貸借権設定する ための申請であります。今回の申請理由に ついては、現在の駐車場は鳴神が中心であ と2か所ありますが手狭であり、業務拡張 に伴い・・から100m程のところにあり 利便性がよい申請地を選んだとのことです。 会社の内容は資本金・・・・円、従業員・ 名、設立年月日は平成・・年・月・・日、 年間売上額約・・・・・円、事業内容は レッカー、ロードサービス業とのことです。 申請面積の必要性は従業員駐車場6台、預 かり事故車輌15台、業務用レッカー車8 台、大型レッカー車2台、転回広場、業務 用車両5台、計40台程度が必要とのこと です。進入路は西側の市道から入るとのこ とです。近隣の農業への影響について、北 側は運送業者、西側は市道、東側は商店、 南側は市道・・・・線と水路であるため影 響は少ないとのこと。用水路への影響につ いては、土盛は約40cmのバラス仕上げ で自然透水によるとのこと、排水は南側既 存水路へとのことです。資金計画は自己資 金で、完成予定は許可後6か月程度とのこ とでした。現調委員の意見としましては、 この申請の転用による近隣の農業への影響 は軽微であると思われますので、除外後に は許可はやむを得ないものと考えます。皆 様の慎重審議よろしくお願いします。以上

報告終わります。

- ◆会長(谷河 績) ありがとうございま す。前の所有者は誰でしたか。 した。私からの質問ですが、No2につい て・・氏の取得年月日を教えてください。
- ◆東 事務副主任 番外、説明します。 より取得したのは平成・・年・月・・日とめたと説明がありました。 なっております。
- した。現状は作付けしているのですか。
- ◆ 7 番 (吉中雅三) 4 O c m程度の草 廃車の山です。 が生えており今年は作付けしていません。
- ◆会長(谷河 績) ありがとうございま した。議案第1号について、説明が終わり ましたが、この議案について、何かご意見、 カー業務です。レッカー業務では修復見込 ご質問ございませんか。
- ◆6番(坂東紀好) 議案では露天駐車場 となっていますが、和歌山市の説明による と事故車等を保管する駐車場が不足してい るとのことです。廃車となる程度の事故車 を置くのであれば駐車場ではなく廃棄物置 場となるのではないですか。
- ◆ 上 野 農 林 水 産 課 事 務 副 主 任 ・・・・・様のレッカー車と事故車 両を置くことになります。事故車両とは廃 車となる程度のものではなく、修理するこ とで改善が見込める程度のものと聞いてお ります。
- ◆6番(坂東紀好) 廃車となる程度の事 故車は置かないということでよろしいです か。目の前が通学路であり、環境面からも 後々問題が生じないようにしてほしいです。 ◆9番(藤井幹雄) 内規はあくまでも一
- ◆上野農林水産課事務副主任 はい。
- て、一度も作付けせずに売るというのは良 いのですか。

- ◆9番(藤井幹雄) 作付けしたそうで
- ◆東 事務副主任 前の所有者は・・・・ 様となっています。
- ◆9番(藤井幹雄) 作付けしたが、東 登記の記録によりますと・・様が売買に 側水路から油が流れて来たので作るのをや
- ◆15番(吉川松男) · · · · · の · · ◆会長(谷河 績) ありがとうございま です。レッカー車で集めてきた車を部品取 りしてあちらへ持って行くのか。あちらは
 - ◆上野農林水産課事務副主任 確かに・・ 様の・・・が・・・・で部品を取り扱っ ており、・・様は・・・・・というレッ みのある車両について、修理までの仮置場 として駐車場を利用するとのことです。部 品が・・・・に行くことも想定されまし たので、部品を置くスペースとして使用す るために事故車置場を設けているのではな いかと確認しましたが、一切ないとのこと でした。業務は完全に分かれており、明ら かにゴミになる廃車がここに並ぶというこ とはないとのことです。
 - ◆17番(山本茂樹) もう一点、3条で 買った後3年経ったら転用できると、内規 で3年となっているので問題ないか。・・ 氏は以前にも同様のことがあり今後も同じ ことをする可能性があります。
 - ◆14番(辻本 傑) 内規というのは農 業委員会の中だけで適用されるものです。
- つの判断基準を農業委員会がみんなで統一 ◆17番(山本茂樹) 約3年前に取得し したものを作っただけです。法的効力はあ りません。
 - ◆会長(谷河 績) 3年の内規は別とし

- て、3条取得後一度も作付けしていない。 ◆14番(辻本 傑) 市長が農業委員会に諮問を出している。そはしていたのですか。 れが良いか悪いか。次は農業委員会に農地 法の転用の申請が後日出てきます。今日は 市長からの意見について下ろして良いか悪 いかということですので。
- ◆ 7番(吉中雅三) 駐車場に部品やスク ラップを置いている場合、目的外使用であ
- ◆6番(坂東紀好) 駐車場にスクラップ を置く場合、和歌山市さんの除外の関係に ついて、法的には問題ないのでしょうか。
- ◆上野農林水産課事務副主任 申出時の内 容以外の使用も想定されますが、それに対 抗する法的根拠はほとんどありません。そ こで適正な運用がなされるよう、最低3年 間は当初の目的で使用する旨の誓約書を提 出してもらっています。
- ◆6番(坂東紀好) 事故車両を置いても ◆2番(山本宏一) 油の件について相談 問題ないということですね。我々が意見を 言うにあたって論議する根拠がなくなって しまいますね。
- ◆2番(山本宏一) もし誓約書に反して 目的外使用があった場合、信義則違反とい うことで取り消し等できるのでしょうか。
- ◆ 9 番 (藤井幹雄) 取り消しの法的根拠 がありません。心理的プレッシャーをかけ るだけです。
- ◆清滝副課長 番外、今議論しているこ とは許可にもつながることだと思います。 農業委員会で一番考えなければならない の被害を及ぼすことはないかということ についてです。この点についてうそをつ いていることがあれば許可の取り消しと ◆会長(谷河 績) それでは、議案第1 いうこともあり得ると考えます。

- 3条取得後に耕作
- ◆清滝副課長 番外、最初の年は水稲を 作付けしたと聞いています。その後北側 に違反転用でスクラップを積み上げたと ころがありましたが県の原状回復が出て、 現在は解消されています。油が入ってき たというのは、そこから水路を伝って田 り転用許可取り消しもできるのでしょうか。 に入ってきたと主張しています。2作目 も付けましたが油が入ってきたとのこと です。この田は使い物にならないという ことでレッカー用地にしたいとのことで 今年は作付けしていないということです。
 - ◆5番(曽根光彦) 周辺に田はないので すか。
 - ◆清滝副課長 現在はありません。
 - ◆7番(吉中雅三) 現地調査の際に確 認しましたが、油は流れていませんでした。
 - を受けたことがあります。水路に汚水を流 していて、周囲の方から油とにおいが酷く、 なんとかならないかというものでした。廃 棄物処理業者であれば法に基づいた制約が ありますが、あくまでリサイクル業者とい うことであったため、市は何もできません でした。農業委員会や県にもお願いしまし たが、解決まで5・6年かかりました。去 年、リサイクル業者は・・へ移転しました。 だから、油のために田ができなかったとい う・・氏の言うことは理解できます。
- ◆ 9 番 (藤井幹雄) 現地の東側は自動車 ことは近隣の農業に対する影響、何らか 修理工場、北側は事業用地、西と南は道路 に囲まれた角地であり、近隣の農業への影 響はありません。
 - 号についての意見を「やむを得ない」とさ

せていただいてよろしいでしょうか。 「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第1号に対する意見は、「やむ を得ない」とさせていただきます。

議案第2号 相続税の納税猶予に関する 適格者証明願について提案いたします。

◆井口企画員 番外、説明します。

本件は、租税特別措置法第70条の6第 ◆東 事務副主任 番外、説明します。 1項の規定による相続税納税猶予に関する 適格者証明書の申請があったもので、1件 ございました。相続人から、耕作を継続す です。

◆会長(谷河 績) 議案第2号について 用の申請をするものです。以上です。 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第2号は可決と決定しました。

許可申請について提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許 案いたします。 可申請で4件ありました。No1からNo 4については、調査の結果、耕作等に支障 がないこと、当該農地の権利を取得しよう とする者は、下限面積要件を満たし、その 取得後において全ての農地を効率的に耕作 10ha未満のため第2種農地に該当しま を行い、農作業に常時従事すると認められ るなど、農地法第3条第2項各号には該当 しないため、許可要件の全てを満たしてい ます。また、No2は、報告事項「農地法 第18条第6項の規定による通知につい て」のNo1と関連しています。以上です。 山口小学校の・約・・・mに位置し、概ね

説明が終わりましたが、この議案について、 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定 による許可申請に対する意見について提案 いたします。

No1 申請地は、三田地区・・、竈山 駅の・約・・・mに位置し、概ね300m 以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当 る旨の誓約書が添付されております。以上 します。駅から近く住環境に適した場所で ある当該申請地へ長屋住宅を建てるべく転

説明が終わりましたが、この議案について、 ◆会長(谷河 績) 議案第4号について、 説明が終わりましたが、この議案について、 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます 議案第3号 農地法第3条の規定による ので、議案第4号は可決と決定しました。

> 議案第5号 農地法第5条第1項の規定 による許可申請に対する意見について、提

◆東 事務副主任 番外、説明します。

No1 申請地は、直川地区・・、北サ ービスセンターの・約・・・mに位置し、 市街地に近接する区域内でその規模が概ね す。申請者は冠婚葬祭業を営んでおり、駅 から近く、交通の便も良い当該申請地へ葬 儀場を建てるべく転用の申請をするもので す。なお、開発許可申請中です。

No2 申請地は、山口地区・・・、 ◆会長(谷河 績) 議案第3号について、10ha以上の規模の一団の農地の区域内 にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請者は・・・で、購入した個人住宅に隣接する当該申請地をその住宅の庭として利用するために転用の申請をするものです。

No3 申請地は、山口地区・、山口小学校の・約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおり、現在利用している資材置場が手狭になってきたため、道路に面しており、まとまった面積のある当該申請地を露天資材置場として利用するために転用の申請をするものです。

No4 申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅の・・約・・・mに位置し、概ね500m以内に鉄道の駅がある、第2種農地に該当します。申請者は・・・・・を営んでおり、申請地に隣接する宅地にて、建設予定である住宅の庭として利用するために転用の申請をするものです。

No5 申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅の・約・・・mに位置し、概ね300m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当します。申請者は・・・・を営んでおり、駅や学校から近く、住環境に適した場所である当該申請地を分譲住宅として転用しようとするものです。なお、開発許可申請中です。

N o 6 申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅の・約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10h a 未満のため第2種農地に該当します。申請者は・・・で、・・が所有する農地にて

太陽光発電を行う為に、本件申請地を転用するものです。なお、使用貸借権設定です。なお、No1及びNo3につきましては、吉中委員、藤井委員、有本委員と現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので、担当の委員から報告があります。以上です。◆会長(谷河績) No1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので有本委員さん報告願います。

◆4番(有本太一) 報告します。

去る9月28日に吉中委員、藤井幹雄委 員、事務局東氏と共に現地調査並びに事情 聴取を行いました。

申請地は直川の新しい県道・・・・線沿 いの北側の農地で・・・氏所有 の・・・・・、畑、・・m² と・・・・氏所有の・・・・・・外・筆 で・・・・・m²、合わせて・・・・m²で す。申請人は・・・・・・で、兵庫県 姫路市・・・・・の冠婚葬祭業 で・・・・、・・・・・で家族葬用 葬儀場として運営するようです。・・・・ は資本金・・・・・円、従業員・・・名、 パート・アルバイト・・・・名、年間売 上額は・・・・円で、このたびの直川用地 は和歌山で・番目として運営されるとのこ とです。申請面積の必要性については会場 内50席を予定し、直川周辺で葬儀場に適 した土地を探していたところ、所有者が周 辺の環境が大きく変わってしまい農業後継 者もいないということでお譲りいただける ことになったようです。進入路は新しい県 道・・・線と北側の旧県道からも入れる とのことです。近くに開智中学・高等学校 もあり、通学に支障をきたすことがないよ うにとの計画です。近隣の農業への影響は

なく、隣地の方との間で畦を設けるとのことで同意を得ており、用水路は県道沿いの水路へ流すとのことで六箇井土地改良区の同意を得ています。資金計画は自己資金で、完成予定は平成31年7月か8月とのことです。特に問題はないと思われますが、皆様方の慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

- ◆会長(谷河 績) ありがとうございました。続きましてNo3につきまして藤井 幹雄委員さん報告願います。
- ◆ 9番 (藤井幹雄) 去る 9月 2 8 日に 吉中委員、有本委員と共に現地調査並びに 事情聴取を行いました。

申請地は県道・・・・線に沿った面 積・・・・・m²。地目は田、東西に長い土 地です。現状は休耕地でした。北側には住 宅が4軒建っており、南側は水路を挟んで 住宅及び農地と接しており、西側に藤崎井 の用水路に接しており、その西側は農地で 岩出市・・に本社を置く平成・・年・・ 月・・日に設立した資本金・・・・・円 の株式会社であり、その目的は太陽光発電 施設の設置工事を主とした建設業である。 従業員は・名、その他関連会社から・・・ 名、昨年の年商は約・・・・・円とのこ とです。関連会社は・・・・・という土 木・不動産会社、・・・・・という電気 工事会社があり、実質的に・・の子会社で ある。代表取締役も・・と兼務です。

申請理由としては、鋼材やバラスなどの 太陽光発電の建築資材置場として利用した いとのことである。これまでは、和歌山 市・・と・に倉庫を借りて、そこに太陽光 パネルを保管し、鋼材やバラスなどの基礎 材は、和歌山市・・にある・・の資材置場に置いていたが、会社から遠いので会社の近くに資材置場の土地を探したが、条件に合う適当な土地が見つからなかった。この土地が見つかったのは2・3か月前とのことであり、会社にも比較的近いので、この土地を資材置場としたいとのことです。

資材置場であるので、造成は砕石を敷いて仕上げる予定である。そのうえで基礎材としてバラス置場、防護柵などの鋼材置場、及びそれらを積むためのダンプトラックやバックホウを置く予定にしています。

周囲の農地への対策としては、雨水など の排水として敷地内の南側にU字溝で水路 を造り、そこに敷地の雨水を流して西側の 藤崎井に流すことにしている。資材置場で あるのでそれ以外の汚水は出ません。資金 は・・からのグループ内の融資とのことで す。完成予定は許可後3から6か月後との ことです。問題点として考えられるのは、 今回の申請地は以前に別の会社が従業員の 駐車場として以前に5条申請があったので すが、申請内容に問題があり申請が取り下 げられた土地である。また、今回の申請代 理人の行政書士事務所は前回と同じところ である。申請会社の実質的な親会社は不動 産仲介業も行っている会社であるので前の 申請にも関わっていた疑いがあるが、事情 聴取の際に確認したところ否定していまし た。

ただ、申請を不許可とするまでの理由に はなり得ないため許可せざるを得ないと考 えますが、皆様方の慎重なご審議をよろし くお願いします。以上です。

◆会長(谷河 績) ありがとうございました。議案第5号について説明が終わりま

ご質問ございませんか。

- ◆14番(辻本 傑) No1の件につい て、・・・・氏所有の農地は現在誰が耕作 していますか。
- ◆東 事務副主任 番外、農地台帳上の記 録では自身で耕作しているとなっています。 ◆14番(辻本 傑) 記録上はそうでし ょうが、実際は農地を取得して以来ずっと 自分で耕作していません。また、小作の届

出もされていません。すんなり許可してよ

いのでしょうか。

- ◆会長(谷河 績) 3条で農地を取得し たら自ら耕作しなさいということですが。
- ◆清滝副課長 番外、現地で実際に誰が耕 作しているのかというのは残念ながら事務 局では正確に把握できていません。いわゆ るヤミ小作の問題は今後我々が解消してい かなければならない大きな問題です。資産 目的で農地を所有する方が時々見受けられ る、これは農地法の主旨からするとおかし いことになる。ただ、いわゆるヤミ小作な のか、貸したのではなくあくまで労働力を 提供してもらっているだけなのかは確認で きていません。
- ◆14番(辻本 傑) この場合は完全に ヤミ小作です。・・・氏が購入した後も 元の地主が耕作を続けており、その方が亡 くなった後はその・・・が耕作していま した。その方が亡くなった後は大勢の方が 入れ替わりで耕作してきています。また、 直川にはいろんな企業が進出していますが、 用権の設定ができないのですが、そんな場 その中にも・・・氏が所有していた土地 がたくさんありますが、自ら耕作を一切し

- したが、この議案について、何かご意見、 ◆会長(谷河 績) 今後、・・・・氏に ついて3条で案件が出てくれば要注意とい うことで、事務局でも気をつけるのと、地 元の農業委員さん、辻本委員さん、推進委 員さんに相談して、そういうことがあれば 解消していくということでいかがですか。
 - ◆6番(坂東紀好) 3条で買って3年待 てば、3年辛抱すれば転用できるというよ うなことで農地を守れるのか、防いでいけ るような何か歯止めがあればいいのですが。
 - ◆14番(辻本 傑) 例えば1・2か月 保留にするようなことはできないのですか。
 - ◆清滝副課長 番外、保留とする場合は合 理的な理由が必要です。事前着工の場合に 保留としていますが、これは事前着工に至 った事情を聴くために行っています。今回 の場合はそのやり方が使えませんので保留 とするのは難しいと思います。一方、先ほ どの委員のご意見も当然と考えます。我々 としても、3条許可は本来、新規就農とか 農地を増やそうとする人の足かせにならな いようにすべきではないかという意見もあ る中、特に和歌山市農業委員会事務局では 3条許可について現地の農地の耕作状況を 全て確認するなど、最近は特に慎重に対処 しております。ヤミ小作の確認につきまし ては手をつけておりませんでしたので、そ の分も含めて今後新規3条の取得に関して は厳しく対応して行こうと考えております のでご了解いただければと思います。
 - ◆ 7番(吉中雅三) 市街化区域の場合利 合の3条の取り扱いはどうですか。
- ◆清滝副課長 番外、市街化区域の場合は ていないです。農業委員会として厳しい態 利用権を使えないので、どうしてもヤミ小 度を示す必要があるのではないでしょうか。 作になりがちであるということだと思いま

すが、現行法制上、3条許可を得るしか方 ので、議案第6号No47は可決と決定し 法がありません。3条許可には下限面積3, ました。 000㎡であったり、賃貸借とすると小作 権が発生するといった問題があります。賃 料の発生しない使用貸借権で期間を定めて 行う、これが一番現実的な方法です。また、 ◆中川班長 番外、先議のため議案第6号 今般できました新しい法律により市街化区 No54、No55について説明します。 域内で生産緑地に指定された農地について、 このような条件付ではありますが、市街化 第1項の規定による農用地利用集積計画に 調整区域と同等と見るということになって おりまして、この場合は利用権が使えます。 す。・件とも・・・・で、期間は・年、 使える手立ては少ないのですが法律の範囲 内で対応して行かざるを得ないというのがました。以上です。 市街化区域の現状です。

他に何かございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画につい て、提案いたします。No47を先議とさ せていただきます。吉中委員一時退席お願 いします。

◆中川班長 番外、先議のため議案第6号 します。 No47について説明いたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条 第1項の規定による農用地利用集積計画に 期間は・年、地目は・、面積は・・・・・ m²です。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第6号No47 o17、No18、No32、No33、 んか。

「異議なし、との声。」

続いてNo54、No55を先議とさせ ていただきます。湯川委員一時退席お願い します。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条 基づく利用権の再設定で・件ございま 地目は・、面積は合計・・・・・㎡ござい

◆会長(谷河 績) 議案第6号No54、 ◆会長(谷河 績) 議案第5号について No55について説明が終わりましたが、 この議案について、何かご意見、ご質問ご ざいませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第6号No54、No55は可 決と決定しました。

◆中川班長 番外、議案第6号 No47、 No54、No55以外について説明いた

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条 第1項の規定による農用地利用集積計画に 基づく利用権の設定です。

基づく利用権の再設定です。・・・・で、 再設定契約が81件、新規の契約が14件 で合計95件ございました。

No 2, No 7, No 15, No 16, N について説明が終わりましたが、この議案 No43、No59、No67、No68、 について、何かご意見、ご質問ございませ No88、No92、No98は賃貸借権 で、これら以外は使用貸借権設定です。ま た、No84は農地中間管理事業での再設 ご意見、ご質問がないようでございます 定、No85からNo93については、こ

れまでの利用権設定での貸借から農地中間管理事業での貸借に移行するものです。No94からNo97については、利用権による新規の貸借権の設定、No98については農地中間管理事業による新規の貸借権の設定です。面積は、田が171,489㎡、畑が14,982㎡で総面積が186,471㎡ございました。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第6号No47、 No54、No55以外について説明が終 わりましたが、この議案について、何かご 意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号No47、No54、No55以外について可決と決定しました。

その他、何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようでございますので第16回総会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。

14時20分 閉会